

# 参考3

## 内部統制に関する国立公文書館の取組状況等

平成23年7月11日  
独立行政法人国立公文書館

### 1. 法人の長のリーダーシップ

政独委の評価の視点・留意事項等	取組状況等
法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。	館長は、毎月開催する役員会や毎週開催する幹部会において、業務の執行状況等をつぶさに把握し、その都度適切な指示等を行っている。また、当法人は、約40名の職員により運営され、組織構成も2課1官(室)、分館、アジ歴という比較的小規模かつフラットな体制で運営している法人であるため、館長は、個々の役職員の動向や業務の進捗状況等を直接観察可能であり、かつ、役職員と日頃から直接的なコミュニケーションを行うことが可能な環境にあることから、そのリーダーシップは十分発揮されているものと考えている。

### 2. 法人のミッション

政独委の評価の視点・留意事項等	取組状況等
法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。	当館の設置目的(ミッション)を役職員、ひいては広く国民に対して具体的に周知徹底することを目的のひとつとして、館のミッションを達成するための業務運営方針、経営方針を、「パブリック・アーカイブズ・ビジョン」として平成18年度にとりまとめ公表している。これは、国立公文書館の事業理念、使命、理想像を探り出し、国民に対する約束及びその達成に向けた役職員の決意表明としてとりまとめたものである。本パブリック・アーカイブズ・ビジョンは、リーフレットとして様々な機会に配布するとともに、館ホームページにおいて公開している。 また、部内においても役職員に対して、役員会や幹部会を始め、事業執行の様々な機会を通じて、時宜に応じて館長から、当該パブリック・アーカイブズ・ビジョンの理念の実現、すなわち当館のミッション達成について周知徹底が行われている。

### 3. リスクの把握

政独委の評価の視点・留意事項等	取組状況等
法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。	当館は、国家公務員の身分を有する役職員によって運営される特定独立行政法人であり、また、比較的小規模な体制によって運営されている法人である。役職員は、国家公務員法等関係法令の遵守義務を負うなど、法人ミッション達成上のリスクのひとつと考えられるコンプライアンス確保のための環境が前置されており、また、ミッション達成上のリスクに関して、業務執行の各段階において組織全体として共通認識を形成することが比較的容易になし得るものと考えている。 さらに、役員会及び幹部会における情報共有並びに監事監査、評価委員会によるモニタリング等とそのフィードバックにより、リスク把握と組織内における情報共有が適切に担保されているものと考えている。 加えて、コンプライアンスの確保の観点から、新たにリーガルアドバイザーを設置し、館の業務上の行為の適法性及び館の職員による職場等における違法・不当な行為について適切にチェックできる体制を整備した。

#### 4. 内部統制に関する現状把握等

政独委の評価の視点・留意事項等	取組状況等
法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	当館の法人としての態様、規模から館長が直接、業務及び役職員の執務状況等を観察し、個々の役職員等とコミュニケーションが可能なこと等から、館長は、当館の内部統制の現状について、その十全な把握が比較的容易に行い得ているものと考えている。

#### 5. アクションプランの設定

政独委の評価の視点・留意事項等	取組状況等
マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか(評価指標の設定を含む)。	中期目標を踏まえた中期計画及び年度計画を業務・係等の単位までブレイクダウンした四半期ごとの業務執行計画を作成している。館のアクションプランである当該執行計画は、役員会や幹部会において、その執行状況を逐次報告し、役職員が共有するとともに、館長はその都度、マネジメント単位ごとの業務アクションが可視化されたこの執行計画を基に、必要な指示等を適時適切に行っていている。また、執行状況の進捗に応じて、爾後の執行計画を柔軟かつ適切に変更するなど、適切な管理が行われている。

#### 6. アクションプランに対するモニタリング等

政独委の評価の視点・留意事項等	取組状況等
アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。	上記5.で記述した事項のほか、監事監査や契約監視委員会によるモニタリング、政府及び府評価委員会による評価・モニタリングの結果等を踏まえ、適切なアクションプラン、予算への反映等を行っている。

#### 7. 監事監査

政独委の評価の視点・留意事項等	取組状況等
監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意したか。	監事は、役員会への出席及び職員に対するヒアリング等を通じ、コンプライアンス、内部統制や体制の充実等、法人の長のマネジメントに着目した業務執行の状況を常時把握しつつ、適切に監事監査を行っている。

#### 8. 監事監査による改善点の法人の長等への報告

政独委の評価の視点・留意事項等	取組状況等
監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対して報告しているか。	監事監査において把握された改善点等については、監事から館長に対して適切に報告されている。また、館は、当該改善点等に対する対応状況を取りまとめ、館長決裁を経て監事に報告するなど、館役職員と監事は相互に密接な連携とけん制関係を維持しつつ、それぞれの役割を十全に果たしている。